

第 94 号議案

指定管理者の指定の件（神戸港福利厚生施設神戸ポートオアシス）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和7年11月27日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

神戸港福利厚生施設神戸ポートオアシス

2 指定管理者

神戸市中央区新港町5番2号

一般財団法人神戸港湾福利厚生協会

代表理事 深井 義博

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

理 由

神戸港福利厚生施設神戸ポートオアシスの指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

神戸港福利厚生施設 神戸ポートオアシスの指定管理者の指定等について

1. 公の施設の名称

神戸港福利厚生施設 神戸ポートオアシス

2. 指定管理者

一般財団法人神戸港湾福利厚生協会

代表理事 深井義博

神戸市中央区新港町 5 番 2 号

3. 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日（5 年間）

4. 債務負担行為

期間：令和 7～12 年度 限度額：274,000 千円

5. 令和 8 年度予定額

指定管理料 52,670 千円

（令和 7 年度指定管理料） 45,800 千円

6. 選定までのスケジュール

選定評価委員会 令和 7 年 9 月 9 日(火)

7. 選定理由（非公募）

神戸ポートオアシスは、港湾福利厚生施設であった神戸中央港湾労働者福祉センターや神戸港湾労働者福祉センターの老朽化による廃止に伴い、ウォーターフロントエリアの活性化の観点から、「港湾労働者その他の市民の福祉の増進及び文化の向上を図り、その自主的な活動を支援する」ことを目的とし、神戸市が公の施設として平成 29 年に建設した。

（一財）神戸港湾福利厚生協会は、長年にわたり、神戸港の港湾労働者の福利厚生事業や荷役作業の向上を目的とする活動をしてきており、神戸中央港湾労働者福祉センターや神戸港湾労働者福祉センターの管理運営を担ってきた。それら施設において、港湾殉職者合同慰霊祭や各種港湾関係団体等の総会、港湾短大神戸校の入学式や卒業式など、港湾関係の多くの行事が行われたほか、市民開放施設としても利用され、神戸まつりや音楽の練習、市民による文化行事の会場となっており、神戸港に市民が親しむ機会づくりに貢献している。

公共性・公益性の極めて高い同協会が管理運営することで、港湾労働者の福利厚生施設であること、公の施設であることの 2 つの機能を両立し、設置目的（効果）が最大限達成されることが期待できる。

以上のことから、市の「公の施設の指定管理者制度運用指針」に則り、「市の施策推進の観点から合理的な理由がある場合」として、当該団体を公募外で指定管理者候補者として選定する。

〔施設の概要〕

- (1) 設立趣旨 港湾労働者その他の市民の福祉の増進及び文化の向上を図り、その自主的な活動を支援する等の目的で設置
- (2) 所在地 神戸市中央区新港町5番2号
- (3) 開設時期 平成29年7月1日(土) 供用開始
- (4) 規模構造 鉄骨5階建
延床面積 4,736.30 m²
敷地面積 2,418.64 m²
- (5) 施設内容 1階 エントランスホール、食堂(約120席)、コンビニエンスストア
2・3階 多目的ホール(400席 可動式)
4階 会議室・事務室
5階 会議室・事務室
- (6) 使用時間 午前9時から午後9時まで
休館日 12月29日から翌年の1月3日まで
管理上必要と認める日
- (7) 利用状況 利用者数
令和3年度 22,299人
令和4年度 37,668人
令和5年度 44,449人
令和6年度 44,996人